

令和4年組合議会8月定例会（令和4年8月5日）

上尾桶川伊奈衛生組合
議 会 会 議 録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

8月5日(金)	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○議事日程の報告	6
	○諸報告	6
	○管理者提出議案の報告及び上程	7
	○提出議案の説明	7
	○監査報告	12
	○提出議案に対する質疑	13
	○衛生組合事務に対する一般質問	25
	○討 論	36
	○採 決	38
	○閉会中の継続審査	38
	○管理者の挨拶	39
	○閉会の宣告	39

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第5号

令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を次のとおり招集する。

令和4年7月26日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野克典

- 1 日 時 令和4年8月5日（金） 午前10時
- 2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	星 野 充 生 議員	2 番	井 上 智 則 議員
3 番	藤 原 義 春 議員	4 番	尾 花 瑛 仁 議員
5 番	岡 野 千 枝 子 議員	6 番	池 田 達 生 議員
7 番	新 島 光 明 議員	8 番	小 川 明 仁 議員
9 番	仲 又 清 美 議員	10 番	村 山 正 弘 議員
11 番	北 村 あ や こ 議員	12 番	浦 和 三 郎 議員

不応招議員（なし）

8 月 定 例 会

第 1 日

令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会 第1日

令和4年8月5日（金曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 諸 報 告

第6 管理者提出議案の報告及び上程

第7 提出議案の説明

第8 監査報告

第9 提出議案に対する質疑

第10 衛生組合事務に対する一般質問

第11 討 論

第12 採 決

第13 閉会中の継続審査

第14 閉 会

○出席議員（12名）

1番	星	野	充	生	議員
2番	井	上	智	則	議員
3番	藤	原	義	春	議員
4番	尾	花	瑛	仁	議員
5番	岡	野	千	枝子	議員
6番	池	田	達	生	議員
7番	新	島	光	明	議員
8番	小	川	明	仁	議員
9番	仲	又	清	美	議員
10番	村	山	正	弘	議員
11番	北	村	あ	やこ	議員
12番	浦	和	三	郎	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	小	野	克	典	君
副管理者	大	島		清	君
会計管理者	野	原	悦	子	君
監査委員	野	本	一	人	君
組合事務局長	小	高		稔	君
組合事務局長次	稲	垣	達	也	君
組合事務局長次	大	野		優	君
参与	堀	口	慎	一	君
参与	金	子	由	則	君
参与	久	木		正	君
参与	木	村	一	弘	君
参与	武	藤		聡	君

参 与 今 一 樹 君

○職務のため議場に出席した人

書 記 長 松 澤 義 章 君

書 記 和 田 一 駿 君

組合事務局
主 査 石 川 和 茂 君

午前10時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（浦和三郎議員） ただいまから令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△会議録署名議員の指名

○議長（浦和三郎議員） 初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

2番 井上智則 議員

11番 北村あやこ 議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（浦和三郎議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（浦和三郎議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（浦和三郎議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

△管理者提出議案の報告及び上程

○議長（浦和三郎議員） 次に、本定例会に管理者から第8号議案から第12号議案までの議案5件の提出がありましたので、御報告をいたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（浦和三郎議員） 次に、本定例会に管理者から提出されました第8号議案から第12号議案までの議案5件を議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

○管理者（小野克典君） おはようございます。

本日ここに、令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては大変御多用の中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、着座にて提案説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本定例会におきまして御審議いただきます第8号議案から第12号議案につきまして、順次その内容を説明させていただきます。

初めに第8号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報保護制度の見直しにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されたことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第9号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましては、内部手続における押印義務等の見直しに伴い、職員のサービスの宣誓の際の手続を改めたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第10号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児等と仕事の両立を支援するため、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を講じるため所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第11号議案 令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）についてでございますが、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ279万1,000円を追加し、歳入歳

出予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億4,861万7,000円としたいので、この案を御提案申し上げるものでございます。

次に、第12号議案 令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認定に付するものでございます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明申し上げますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（浦和三郎議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

小高事務局長。

○組合事務局長（小高 稔君） 提出議案の補足説明をさせていただきます。

第8号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、個人情報保護制度の見直しにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されたことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が個人情報保護法に統一されたことにより、引用部分の整理を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、第8号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第9号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、内部手続における押印義務等の見直しに伴い、職員のサービスの宣誓の際の手続を改めたいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、内部手続におけるサービスの宣誓について、面前及び書面を廃止し、任命権者への宣誓書を提出することと改め、別記様式の宣誓書から押印を削除するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、第9号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第10号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、育児等と仕事の両立を支援するため、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を講じるため所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、改正後の条例第22条では、育児・介護休業法の改正により、出産・育児による職員の離職を防ぎ、希望に応じて仕事と育児を両立できるようにするため、妊娠・出産の申出があった場合において、育児休業制度を知らせるとともに、その意向を確認し、そのことで不利益な取扱いを受けないことを周知する制度を規定するものでございます。

次に、第23条では、勤務環境の整備に関する措置として、職員の研修、相談体制、勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、第10号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第11号議案 令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）について補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ279万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,861万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。とするものでございます。

次に、2ページは、第1表 歳入歳出予算補正となっておりますが、詳細につきましては、6ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきたいと存じます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入の4款繰入金の財政調整基金につきましては、補正前の額8,218万7,000円、補正額278万9,000円を減額しまして、7,939万8,000円とするものでございます。これは、5款繰越金において説明をさせていただきますが、前年度繰越金が当初の見込みより多かったことから、財源調整のために繰入金を減額するものでございます。

次に、5款繰越金につきましては、補正前の額500万円、補正額558万円を増額しまして、1,058万円とするものでございます。これは、前年度の繰越金の額の確定に伴い、繰越金を増

額するものでございます。

次に、歳出でございますが、財政調整基金積立金につきましては、補正前の額250万4,000円に補正額279万1,000円を増額し、529万5,000円とするものでございます。これは、前年度繰越金が当初の見込みより多くなったことから、地方財政法第7条の規定に基づき、積立金を増額するものでございます。

以上で、第11号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第12号議案 令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明をさせていただきます。

また、参考資料といたしまして、令和3年度主要な施策の成果に関する説明書も併せてご覧いただきたいと存じます。

なお、説明の際は、令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算書については単に決算書、また、令和3年度主要な施策の成果に関する説明書については単に説明書とさせていただきます。

決算書の1ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金から6款諸収入までの歳入合計は、予算現額2億8,654万5,000円、調定額と収入済額は同額の2億8,655万608円で、不納欠損額及び収入未済額はございませんでした。予算現額と収入済額との比較は5,608円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款議会費から5款予備費までの歳出合計は、予算現額2億8,654万5,000円、支出済額2億7,596万9,831円、翌年度繰越金はございませんでしたので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の1,057万5,169円でございます。

歳入歳出差引残額は、欄外に記載のとおり、1,058万777円となったところでございます。

続きまして、5ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

決算書の5ページをお願いいたします。

歳入から説明をさせていただきます。

1款分担金及び負担金でございますが、こちらは構成市町からの負担金でございます。

備考欄に記載のとおり、上尾市さん1億6,802万7,000円、桶川市さん5,505万5,000円、伊奈町さん3,291万4,000円でございます。

2款使用料及び手数料でございますが、自動販売機に係る行政財産使用料及び収集業者からの処理手数料でございます。処理手数料は、1.8トン当たり50円とし、年間2万5,893トンの

受入れをしたものでございます。

収集処理量の状況につきましては、お手数でございますが、説明書の3ページを御覧いただきたいと存じます。

こちらに処理状況比較表がございます。表の一番下の合計欄でございますが、令和3年度2万5,893トン、令和2年度2万6,564トン、前年度との比較で671トンの減、率にして2.53%の減となったところでございます。

構成市町の内訳につきましては、資料のとおりでございます。

決算書の5ページにお戻りいただきたいと存じます。

3款財産収入でございますが、財政調整基金の運用利子でございます。

4款繰入金でございますが、基金からの繰入れはございませんでした。

5款繰越金でございますが、令和2年度からの繰越金でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

6款諸収入でございますが、預金利子、職員駐車場駐車料、再任用職員の雇用保険料の自己負担分などがございます。

2目弁償金でございますが、原子力発電所事故に伴う損害賠償金でございます。

次に、歳出でございますが、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、特に不用額の大きなものにつきまして説明をさせていただきます。

1款議会費につきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

次に、2款総務費につきましては、予算現額1億2,711万3,000円、支出済額1億2,541万4,139円、不用額169万8,861円でございます。

3節職員手当等の不用額52万1,153円でございますが、主に時間外手当及び職員勤務手当の減などによるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

8節旅費の不用額15万1,080円でございますが、主に職員の出張旅費の執行残などによるものでございます。

11節役務費の不用額10万4,130円でございますが、主に通信運搬費の執行残などによるものでございます。

12節委託料の不用額15万342円でございますが、主にホームページ作成委託の執行残などによるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料の不用額11万9,855円でございますが、主に複写機借上料の執行残などによるものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

3款事業費につきましては、予算現額1億5,101万1,000円、支出済額1億4,537万5,541円、不用額563万5,459円でございます。

10節需用費の不用額273万4,358円でございますが、主に光熱水費の減及び修繕料の執行残などによるものでございます。

なお、説明書の5ページ、6ページに需用費の内訳を記載してございますので、後ほど御覧をいただけたらと存じます。

12節委託料の不用額284万8,341円でございますが、主な理由といたしましては、脱水汚泥の搬出が当初の見込みよりも少なかったことによるものでございます。

次に、決算書の17ページをお願いいたします。

4款公債費及び5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

次に、20ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、1歳入総額は2億8,655万円、2歳出総額は2億7,597万円、3歳入歳出差引額は1,058万円で、4翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでした。5実質収支額は1,058万円で、6実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございませんので、この金額は全額令和4年度へ繰り越されていくものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、1公有財産の土地及び建物並びに2物品につきましては、増減はございません。

次に、3基金の財政調整基金につきましては、令和3年度中に1,725万6,000円を積立てし、年度末現在高は1億9,183万2,000円となったところでございます。

以上で、第12号議案の説明を終わらせていただきます。

議案の補足説明は以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

△監査報告

○議長（浦和三郎議員） 次に、令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算

について、監査報告を求めます。

野本一人監査委員。

○監査委員（野本一人君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から、監査報告についての御指名をいただきました監査委員の野本でございます。

代表して決算審査の報告をさせていただきます。着座にて行わせていただきます。

私と議会より選出されました村山監査委員は、去る7月11日、当組合において、令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。

審査に当たりまして、会計管理者をはじめ関係職員の出席を求め、それぞれ説明を聞きながら審査を行いました。

審査の主眼としまして、1点目は、令和3年度一般会計歳入歳出決算書及び事項別明細書等の附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であるかどうかについて、2点目は、歳入歳出予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかについて審査を行いました。

その結果、決算書をはじめ附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数も誤りなく適正に表示され、また、歳入歳出予算の執行状況についてはおおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、審査の概要につきましては、7月15日付で決算審査意見書を管理者宛てに提出し、その写しが議員各位に配付されておりますので、朗読は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、監査報告といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（浦和三郎議員） 以上で、監査委員の報告を終わります。

○議長（浦和三郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩中、提出議案に対する追加の質疑のある方は、事務局まで通告書を提出願ひます。

(午前10時23分)

○議長（浦和三郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時26分)

△提出議案に対する質疑

○議長（浦和三郎議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

発言は、自席で着座にてお願いをいたします。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 全部一括していいですか。

まず、10号議案ですが、対象となる職員の人数と、それから休暇に入った場合の代替の確保はどのように考えられているのか、伺います。

次に、11号議案です。

退職した職員がいると聞いているんですが、その補充はどうなっているのか。

また、7月4日だと思うんですが、屋上防水工事の入札が行われて、執行残650万円ぐらいあると思うんですが、これは補正で措置をしないのは間に合わなかったのか、なぜなのか、伺いたいと思います。

次に、12号議案です。

今、監査報告書を頂きましたけれども、この意見書は事前になぜ配付できないのか、質疑等と言われても、すぐに見たので分からないので、その辺を伺います。

2点目として、実際の処理人口の各市町ごとの過去5年間の推移をグラフで比較したいのですが、それをお願いできないでしょうか。

3点目として、説明書の6ページなんですけど、100万円以上の随意契約と契約者、その理由を一覧表の資料で提出をお願いしたいと思います。

それから4点目、オゾナイザー整備についてなんですけど、随意契約でずうっと行われてきたと思うんですが、これまで何回契約しているのか。また、金額の妥当性はどのように確認しているのか。また、発注見通しがあるんですが、令和3年は6月、令和4年は4月と書いているんですが、入札結果は令和3年しか出てなくて、4年は書いてない。随意契約理由書というものも4年が出てないということで、それはなぜなのか、伺いたいと思います。

それから、校正や修繕等々から新しいものに変更ということにされているわけですが、これは資料を取り寄せて確認をいたしました。その手続も変更契約もされていないと、工事請負約款等々にも変更契約もされていないということで、このような事例は今までどうしていたのか、伺いたいと思います。

それと、検査が判こを押されているわけですが、仕様書どおりに行われたのか、その点について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、11番、北村議員さんの御質問に順次お答えさせていただきます。

初めに、10号議案について、対象職員の人数、休暇に入った場合の代替確保についての御質問にお答えいたします。

対象職員の人数でございますが、対象職員は全員でございます、現在では9名でございます。

次に、休暇に入った場合の代替確保につきましては、事前に職員から相談申出をいただいて、人事措置及び予算措置を講じていければと考えているところでございます。

次に、11号議案について、退職した職員の補充は、屋上防水工事の執行残650万円を補正処理しないのかの御質問でございますが、初めに、退職した職員の補充はでございますが、今年度6月に、自己都合によりまして再任用短時間勤務職員1名が退職しております。

1か月を経過し、現在、残業が増える、休暇が取得できないなど、職員の状況を見させていただいております。また、令和3年度におきまして職員を2名採用しておりますので、今後、将来に向けましては、職員採用を計画させていただけたらと考えているところでございます。

次に、第12号議案について、1番、監査意見書は事前に配付できないのかでございますが、組合ではこれまで、決算審査意見書につきましては、議案書配付とは別に、議会当日に配付しておりましたが、議員さんの御指摘のとおり、今後は議案書配付に併せて配付するよう改めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 次に答弁はありますか。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 11番、北村議員さんより御質問いただきました第12号議案についてお答えさせていただきます。

初めに、2、実際の処理人口の市町ごとの過去5年についてグラフで比較についてでございますが、議長の許可を得てお配りした資料の平成29年度から令和3年度構成市町別処理人口推移をご覧ください。

下段の表は、当該年度の3月31日現在におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理人口をまとめ、上段にはその値をグラフ化したものでございます。

それぞれの内容でございますが、平成29年度、上尾市4万1,583人、桶川市1万9,313人、伊奈町1万3,214人でございます。平成30年度、上尾市4万60人、桶川市1万8,712人、伊奈町1万2,940人でございます。令和元年度、上尾市3万8,576人、桶川市1万8,188人、伊奈町1万2,923人でございます。令和2年度、上尾市3万7,681人、桶川市1万7,526人、伊奈町1万2,874人でございます。令和3年度、上尾市3万6,906人、桶川市1万6,112人、伊奈町1万2,575人でございます。この5年間において、毎年、処理対象者が減少傾向にあることが読み取れるものとなったものでございます。

以上でございます。

次に、3、説明書6ページで、100万円以上の随意契約と契約者、その理由を一覧表の資料で説明願うについてでございますが、議長の許可を得てお配りした資料の各機械設備修繕の状況の随意契約（100万円以上）を御覧ください。

主要な施策の成果に関する説明書の6ページに記載されている令和3年度に実施した修繕のうち、100万円以上の契約で随意契約を行ったものは1件でございます。

対象の工事はオゾンナイザー整備で、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と275万円で契約したものでございます。

随意契約の理由でございますが、整備に伴う機器の設置・調整において、機器メーカーから維持補修技術が継承され、機器の調整に高い技術を要し、工期短縮が図れることなどを勘案し、随意契約が妥当であると考えられたためでございます。

また、補足でございますが、オゾンナイザー整備は、シーケンサ制御による連動稼働システムが構築されており、当該装置は既存の機器と密接不可分の関係にあるものです。

以上の理由から、当該事業者以外の者に施工させた場合、既存の機器の稼働に著しい支障を生じるおそれがあり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の契約の性質または目的が競争入札に適しないに該当するため、随意契約としたものでございます。

次に、4、オゾンナイザー整備についてお答えさせていただきます。

初めに、①として、随意契約でこれまで何回契約しているかについてでございますが、平成26年、平成29年、令和元年、令和2年、令和3年の計5回、随意契約したものでございます。

次に、金額の妥当性はどのように確認しているかについてでございますが、当該事業者から参考見積りを徴収し、部品の価格、規格、数量について、必要な部品の把握に努めております。

御質問の金額の妥当性についてでございますが、前回整備における契約金額の内訳書に記載されている部品価格等を参考に、著しい値上げや不当な価格となっていないか、設計担当者が

確認しており、設計金額及び契約金額は妥当であると認識しているものでございます。

次に、発注見通しのことでございますが、初めに、ホームページに載せていないといったことからお答えさせていただきますと、このことにつきましては順次対応させていただきたいというふうに考えているものでございます。

続きまして、令和3年度と令和4年度に続いている理由でございますが、オゾンナイザー装置は平成24年度の設置から、令和4年度で10年を迎える装置でございます。令和3年度は、オゾン発生器の減圧弁、電磁弁等の劣化部品、排オゾン濃度計の水銀ランプ、ゼロガス精製剤等の消耗・磨耗部品の交換を行い、令和4年度の整備は、シーケンサタッチパネルの電装部品の交換を行うものでございまして、オゾンナイザー整備と件名は同じでございますが、整備を施す内容が異なるものであるため、整備が続いているものでございます。

次に、④校正から取替えに変更されているが、その手続等についてお答えしたいと思います。

初めに、本件の経緯でございますが、整備部品の空気乾燥機露点計EDトランスミッターにおいて、契約後、受注者が整備対象部品の検証試験を行った結果、著しい劣化により仕様に定めた部品の校正が施せない状況であることが判明したものでございます。

その後、対象内容を明記した提案書に、部品の校正から新品部品への交換が推奨をされ、そちらを承認したものでございます。

事務手続につきましては、契約変更とは異なりますが、提出が必須である材料承認申請書において、合意により契約変更とみなしたものでございます。

また、このような事例についてでございますが、基本的な整備の仕様では、対象部品は新品への交換としていることから、私の知る限りでは事例はないと認識しております。

今後は、経済に影響を及ぼす新型コロナウイルスやロシアによるウクライナへの軍事侵攻による問題により、部品の入手に支障が生じるのではないかと危惧しており、このような場合には、適時内容を把握し、必要な手続を行ってまいりたいと考えているものでございます。

次に、検査は仕様書どおり行われているのかについてでございますが、御指摘の部品の差異はございますが、仕様書のとおり工事は行われ、オゾン発生連続試験を終え、連続稼働していることを確認したものでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） すみません。先ほどの第11号議案の御質問について答弁漏れがございましたので、お答えさせていただきたいと思っております。

屋上防水工事の執行残650万円を補正処理しないのかということですが、こちらは、初めに、入札執行日が7月8日で契約日が7月19日と、補正予算の調整、議案上程に間に合わなかったものでございます。

今後は、工事の進捗において、災害等の不測の事態が生じることなく工事が行われましたら、次回2月議会のほうで補正処理し、執行残の調整を図りたいと考えているものでございます。

失礼いたしました。以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） まず最初に、処理人口のことで、多分読み間違いだと思うんですけども、令和2年度の伊奈町さんの1万2,847人を1万2,874人というふうにおっしゃったと思うので、これは訂正したほうがよいのではないかというふうに思っています。

それから、最初に10号、11号、分かりました。

12号議案のオゾナイザー整備についてなんですけど、金額の妥当性について、その業者から見積りを、参考見積りとして出しているということで、1者随契約の丸々、悪い言葉で言えば言いなりという形になると、確認をしておりますというふうには見ているんですが、私もホームページで、どのくらい値段がするのかとか、ちょっとざっと見てみると、もう少し安いものもあるし、1者の当事者の参考見積りではやっぱり問題があるのではないかと思います。その辺はちょっと改めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、発注見通しの話で、令和3年の随意契約の報告書は出ていて、4年が出てないということと、発注見通しが両方あるんですが、令和3年には入札結果として随意契約の報告書が出ている。令和4年のは、入札結果4月と書いてあるんですが、4月の入札結果には入っていないと。その時々によって扱いが変わっていくというのは、こちらも非常に混乱して、これをいろいろ探し回って、結構1時間ぐらい、こんな単純なことで混乱をしたということがあります。

そこは統一をしていただけないか。随意契約を報告するのであれば、ちゃんと入札結果の中にまずは入れていただく。そのほか、地方自治法に基づく250万円以上のものについては、別途報告に出していただくと、そういうような形をそろえていただけないか、伺いたいと思います。

それから、④なんですけれども、取替えに変更しているわけなんですけれども、材料承認申請書

があるから、それはいいんだという話にはならないんですね。つまり、仕様書の一部が変更された。だったら、変更契約書を作成し、仕様書を取り替えてお互いに契約をしなければならない。それらは全部、文書によって行わなければいけないというのが約款にあるわけですね。

それが行われていないと。その結果、工事の検査が終わりましたという検収調書があるわけですか、判こが。それは、前の仕様書に基づいて判こを押しているということになるんですね。つまり、出来上がりと結果が違うのに判こを押していると。それは、変更手続をしないがために、そういうことが起きてしまっていると。

金額的には大したことがないかもしれないんですけども、やっぱり手続上、こういうようなそごが起きてくると、結果的に大きな工事で何か起きてくると。やっぱり、地方自治法における地方公共団体ですから、自治法をちゃんと守り、あとは埼玉県的设计変更ガイドラインも守って、きちんと、中身が変わったら仕様書も変更し、契約変更を起し、その契約変更の下に工事が完全に終わったかどうかの検査に判こを押すと、そういう仕組みに変えていただかないと、ここはちょっと違法な状態が存在していると思うんですけども、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 再質問いただきましたことについてお答えさせていただきます。

初めに、随意契約の見積り徴収の在り方についてでございますけれども、今後、どのような場所で同様のものが徴収できるか等調査研究し、御指摘の他で入手した場合、安価である等の御指摘を受けないように、改善に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、変更契約の在り方についてでございますけれども、改めて事務執行につきまして調査研究させていただき、適正な事務遂行に努めてまいりよう改善に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、再質問についてお答えさせていただきます。

入札結果等の公表について御指摘がございましたが、今後、調査して措置してまいりたいと

存じます。よろしく申し上げます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） すみません。御質問の冒頭に、人口の推移についての読み間違いの御指摘をいただきましたので、改めてその数字のほうを、表記にございます数字として訂正をさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁ありませんか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） すみません。答弁がちょっとはつきりしなかったのが1つと。

それから、質問し忘れたんですが、このオゾナイザー整備について、プラントメーカーさんと随意契約、それは分かるんですが、世の中いっぱい会社がありまして、1つの大きな、三菱さんとか大きなプラントメーカーだと、それに対する下請だったり、これを整備したり設置したりする会社とか、幾つもあると思うんですね。必ずプラントメーカー、要するにこのプラントの修理や修繕ができる会社というのは、ほかにも多分あると思ひます。そこは、きちんとした調査をして、そのメーカーだけではないということは、日本の会社の経済界の常識だったら分かると思うので、そこは入札なり、あるいは見積り徴収なりについて、きちんとそういう状況を活用していただきたいと思ひます。

それから、最後のところの判こなんですけれども、仕様書どおりに工事が行われたという判こは違っていますよね。そのところを確認したいと思ひます。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 再々質問のほうにお答えさせていただきたいと思ひます。

御指摘の案件は、検査における仕様書のとおり検査が行われたのかといったところに差異があるのではないかといた御質問と解して、お答えさせていただきます。

御指摘の内容のとおり、仕様書のとおり案件につきましては含まない場合がございますが、工事全体の施工に関して、手続上の書類における変更措置は行われておりましたので、最終的な完成形態に差異はないとの判断から、完成検査の合格といった運びを取ったところでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

稲垣次長、どうぞ。

○組合事務局次長（稲垣達也君） ただいまの御質問の中で、冒頭のところにメーカー以外の入札等に検討はできないかとの御質問についてお話しさせていただきたいと思います。

現有の機械の設備の製造会社は、三菱電機株式会社の製品のオゾンナイザー発生装置でございます。御指摘のように、各ブロックごとに、議員さん御指摘のとおり、その専門のそれを卸すといったメーカー関連の会社がある関東ブロックにある企業が今回、随意契約として契約をさせていただきました三菱電機プラントエンジニアリングでございます。

また、随意契約の説明で、契約についてでございますけれども、技術継承を行っているということと、コンピューターのソフトで連動関連を行っておることから、単一の修繕が施せない密接不可分の関係にあるといったことで、どうしてもそのソフトとの関連性における支障を見込むと1社、その代理店に発注をせざるを得ない状況にあるとの認識をしております。

また、御指摘を受けておりますので、他のブロック等から、そういった同一の機械に材料を入手した場合の手続等が取れるのかどうかというのは、今後、調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

以上で、11番、北村あやこ議員の質疑を終わります。

次に、1番、星野充生議員。

○1番（星野充生議員） では、私のほうからは、説明書で何点か、ちょっと聞きたいところがございますので、それをお願いしたいと思います。12号議案の説明書についてです。

説明書の3ページの処理状況比較表ですけれども、軒並みね、増減率のところを見ますと、軒並みほとんどのところがマイナスというような中で、伊奈町の浄化槽汚泥、ここだけがプラスになっているというような状況ですので、これについてどういった背景なのか、理由をちょっと伺いたいかなと思います。

それから、同じく説明書の5ページですけれども、し尿処理費に関する事項の、この消耗品の状況ですが、ほとんどがこれもマイナスというようなところが多い中で、プラスが際立っているのが次亜塩素酸ソーダ、これが増減が49.32%、それから燃料費のガソリン等、これが163.38ということですね。車は別に増えたわけでもなさそうなんですけど、このように増えてい

るところの背景、ここを伺いたいと思います。

以上になります。

○議長（浦和二郎議員） 1番、星野充生議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 1番、星野議員さんより御質問いただきました第12号議案参考資料について、順次お答えさせていただきます。

初めに、主要な施策の成果に関する説明書の3ページに記載されている処理状況比較表の伊奈町の浄化槽汚泥のみ、前年度比較で増になっている理由についてでございますが、浄化槽汚泥を受入れ区分の単独浄化槽汚泥と合併浄化槽汚泥に分類いたしますと、令和2年度の単独浄化槽汚泥の対象者は6,658人で、排出量は1,734.20トン、合併浄化槽汚泥の対象者は5,671人で、排出量は2,051.13トン、合計1万2,353人で排出量は3,785.33トンでございました。令和3年度の単独浄化槽汚泥の対象者は6,465人で、排出量は1,699.30トン、合併浄化槽汚泥の対象者は5,687人で、排出量は2,219.45トンでございました。

比較いたしますと、単独浄化槽汚泥の対象者は193人の減、排出量は34.90トンの減少、一方の合併浄化槽汚泥の対象者は16人の増、排出量は168.32トンの増加となったものでございます。

以上のことから、処理対象者の増加に伴い、生活排水を含む合併浄化槽汚泥の排出量が増加したことにより、前年度比較において浄化槽汚泥は増加となったと考察しているところでございます。

次に、主要な施策の成果に関する説明書の5ページに記載されている消耗品費、次亜塩素酸ソーダ及び燃料費が前年度比較で増になっている理由についてお答えさせていただきます。

初めに、次亜塩素酸ソーダについてでございますが、次亜塩素酸ソーダは施設で処理することのできない大腸菌群に対し、河川放流する前処理として処理水に添加し、滅菌するために使用するものでございます。

令和元年度までは、維持管理では毎月、水質分析を行い、大腸菌群が確認されたときのみ添加することとしておりましたが、今般のコロナウイルスの蔓延に伴い、全処理水に対し滅菌を行うことと維持管理を見直いたしました。

令和2年度は、それまで担保されていた薬品を注入したため、4,420キログラムの購入でございましたが、令和3年度は連続注入に必要な6,600キログラムを購入したことにより、増加となったものでございます。

次に、燃料費についてでございますが、令和2年度はガソリン70リットルを購入し、9,196円でしたが、令和3年度はガソリン120リットルと、2トンダンプ車の燃料36.38リットルを購入し、2万4,220円となったもので、増の理由といたしましては、品目と購入量のそれぞれの増によるものでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

はい、どうぞ。

○組合事務局次長（稲垣達也君） すみません。ただいま私のほうで読み上げました数字で誤りがありましたので、改めて答弁させていただきます。

令和2年度の合計の浄化槽汚泥対象者でございますが、1万2,329人と訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

星野充生議員。

○1番（星野充生議員） ありがとうございます。

その中で、まず単独浄化槽汚泥と合併浄化槽汚泥、生活排水を含む合併浄化槽汚泥が増えたということなんですが、人口そのものは増えているというか、そういう感じではなさそうなんですよね。ですから、何か取り替えたとか、そういうような感じでこういう状況になったんでしょうかね。ちょっとその辺が分かれば教えていただきたいと思います。

単独浄化槽と合併浄化槽、ちょっと違いや何か、いまいち分かるような分からないようなところもありますので、そこもちょっと含めてね、ちょっと教えていただければなと思います。

それから、次亜塩素酸ソーダについてですけれども、今までは、何というんですかね、大腸菌とかが確認されたときってということで、それを変えたということなんであるけれども、今、コロナ禍が続いている間はそうするというような、そんな感じなんでしょうかね。それともこれからずっと、コロナが落ち着いて平穏な日常が取り戻された際でも、基本的には前処理に対しての減菌、こういうことをずっと続けていくというような、そういう方針でいるものなのかどうかというところを伺いたいと思います。

ガソリンについては分かりました。結構です。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） 1 番、星野充生議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 再質問にお答えさせていただきたいと思います。

初めに、増加した理由についてでございますけれども、私どものほうで把握しているものは、収集業者より持ち込まれた量ということになっておりますので、収集の発着地点が構成市であるといった確認は取れますが、どのような事情でといった確認を私どもで押さえておりませんので、このことについてはお答えすることができない状況でございます。

次に、コロナ後の次亜塩素酸ソーダの取扱いについてでございますけれども、放流の水質規定に基づきまして維持管理を進めておりますので、その規定に基づき、その注入は適時行っていくといったことが大前提となるかと思えます。

連続注入の考え方でございますけれども、世間的に、一般的にどのような形で対処すべきかといったところを調査研究し、勘案し、私どもが最初に注入消毒をやめてしまうといったようなことは差し控えるような維持管理に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

それと最後、反復いたしますが、浄化槽の分類について、単独汚泥と浄化槽の違いといったところになります。簡単に御説明させていただきますと、単独浄化槽とは1軒の1か所の数を、トイレよりの排出物を集める浄化槽が単独浄化槽といった位置づけになろうかと思えます。また、それに対する合併浄化槽というのは、トイレからの排出物プラス生活排水、手洗い、お風呂等の排水を、一時そこにため処理をするといったものを合併浄化槽というふうな形で扱っているのではないかと、ここではそのような回答とさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

1 番、星野充生議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結をいたします。

○議長（浦和三郎議員） 暫時休憩をいたします。

なお、一般質問の通告がありますので、再開後、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。

す。1人につき質問時間は答弁を含めて30分、質問回数は3回までとなっております。

次に、一般質問終了後、再び休憩を取りたいと思います。提出議案に対する討論のある方は、その際に事務局まで通告書を提出願います。

再開、15分めどということをお願いいたします。

(午前11時02分)

○議長（浦和三郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

△衛生組合事務に対する一般質問

○議長（浦和三郎議員） これより日程に従い、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。発言は登壇にて願います。

1番、星野充生議員。

〔1番 星野充生議員 登壇〕

○1番（星野充生議員） どうも皆様、改めまして、こんにちは。議席番号1番、星野充生でございます。

それでは、早速一般質問のほうをさせていただきます。

今回、私は、以前ここの衛生組合の前は桶川北本水道企業団、こちらのほうでも、水道の大切さを伝えるために施設をどのようにPRしていくかというようなことを、あちらでも一般質問やっておりました。これを、こちらでもちょっと聞きたいと思います。

いわゆるし尿処理というものも、いわゆる迷惑施設のような捉え方もされるかもしれませんが、やはりこれが私たちの生活の中では大事な役割を担っているんだということ、これをですね、特にやはり小学生、中学生の子供たちに伝えていくということが大事なのではないのかなと私は考えております。

どうやら、この質問は以前、誰かがちょっとやられたというような話も聞いておりますが、改めて私のほうからも聞きたいと思います。施設のPRについて、小・中学生に対してのいわゆる見学、施設見学、こういうものができないかということで、まずは過去にそういうことがあったどうか、ここをお聞きしたいと思います。

それから、そういった見学会等をやるとすると、果たしてこの施設における課題点というものは何があるのか、ここをまずお聞きしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦和三郎議員） 1番、星野充生議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。
小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 星野議員さんの御質問にお答え申し上げます。

施設のPRについて、小・中学校の見学はあったかについてでございますが、過去に小・中学校の見学はございませんでした。

次に、見学に当たっての課題点についてでございますが、組合施設におきましては、古い施設のため、見学者に対しての安全に配慮したつくりにはなっておりません。また、職員の人数が少なく、見学人数の多い団体での見学については対応が難しいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

1番、星野充生議員。

〔1番 星野充生議員 登壇〕

○1番（星野充生議員） 非常に簡潔な御答弁、ありがとうございます。

それでは、答弁の中で、なかなか見学等々は難しいんだというようなこと、施設の安全面ということを考えれば難しいというようなことでございました。

確かに、そういう点では難しいのかなというふうには思います。しかし、やはり排せつに関すること、特に小・中学生はこういうものに対して非常に興味を持つ年頃でございます。そして、さらに言ってしまうえば、そういうことを、例えば汚いものだ、恥ずかしいものだというふうに捉えてしまっていくますと、これはやはり今後の成長において、あまりいい影響を及ぼすとは私は思えません。

現に、昔、今はどうか知りませんが、私が小学生の頃なんかは、学校のトイレに大便器へ行ったら、その後、何かある意味では英雄扱いされるというか、いじめの方向に行ってしまうというような、そういうようなことがあったわけなんですよね。そういうようなところで、この排せつ、汚い、恥ずかしい、そういうものとして捉えるのではなく、人間が生きる上でね、これがどれだけ大切なものなのか、こういうことを教える、これは大切なものではないのかなと。そして、それを教える上での処理施設の存在ですとか、そこで働く人たちというのがいる。

これを知ってもらうための努力というのは必要なのではないのかなと思います。

そこで、ちょっとお聞きしたいと思います。

現状、学生たちが施設に来てもらう、これが難しい、それであれば、こっちに来てもらうのが難しいのであれば、こちらから行けばいいのではないかというふうにも思うわけです。いわゆる出前講座という形ですかね。そういうような形は取れないものなのか、ここを伺いたいと思います。

そして、その際には、やはり直接見ることができないわけですから、処理されている様子ですとか施設を紹介する、そういったような映像資料というものはあるのか、あれば、よりこういう出前講座というのもやりやすくなるんじゃないのかなと思いますが、そういったものがあるのかどうか、そこを伺いたいと思います。

2回目の質問は以上となります。

○議長（浦和三郎議員） 1番、星野充生議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 星野議員さんの再質問にお答え申し上げます。

出前講座はできないのかについてでございますが、組合では、これまでにそうした事例はございませんでしたので、難しい点もあるかと思いますが、御要望がございましたら検討させていただきたいと考えております。

次に、その際使える映像資料などはあるかについてでございますが、施設が平成2年度に竣工したときに作成したビデオからダビングしたDVDがございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

1番、星野充生議員。

〔1番 星野充生議員 登壇〕

○1番（星野充生議員） 出前講座に関しては、人数的なところもあるかもしれませんが、やはりこういうことを少し前向きに考えていただければなと思います。

また、映像、ビデオがあるということでございます。恐らく、私が初めてここに来たときに見せていただいたものなのかなというふうに思います。それでもいいですし、可能であればね、やっぱり、例えば本当に小・中学生向けにそういう講座をやるというのであれば、小・中学生

向けのコンテンツというものをつくっていただきたいとは思っておりますが、まずはその映像を、まず何というんでしょうね、こういう出前講座だけじゃなくて、いつでも見られるような、そういうような形をつくってほしいなと思います。

ホームページがあるわけですから、そこにですね、せめてまずはその映像を見られるような形にしていただきたいと思いますというふうに思っております。これらも含めて、多くの方にまずは知ってもらい、需要があるかどうかというような問題もあるかもしれませんが、まずはこちらのほうからいろいろと発信していく、そういう努力をぜひ重ねていただきたいなと思います。これらについての前向きな検討をぜひしていただきたいと思います。それについてのお考えを伺って、私の一般質問を終わりにいたします。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 1番、星野充生議員の再々質問に対する当局の答弁を求めます。

小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 再々質問についてお答えをさせていただきます。

今、星野議員さんから、幾つか御提案をいただきました。大変良い御提案だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

以上で、1番、星野充生議員の一般質問を終わります。

次に、11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） 改めまして、皆さん、こんにちは。

質問の前に、今日は畠山副管理者がいらっしゃらないということで、一日も早い御回復を願って、またお顔を見られることを楽しみにしております。

それでは、一般質問を行わせていただきます。

まず、職場環境の改善についてですが、前議会で職場内のトラブルについての改善を求めました。職場というのは毎日来るところですので、そこで何かいろんなトラブルがあったり、あるいはしこりがあったりとか、そういうことで働く意欲がそがれるというのは非常に辛いことだと思います。

そこで、一生懸命働いていただく、そして楽しく働いていただくために、その後の取組につ

いて、どのようなことが行われたのか、また、その効果について伺いたいと思います。

次に、結果的に1人の職員がお辞めになったということなのですが、その反省について伺いたいと思います。

3点目として、現状職員の体制、今年の2月の議会ではまだ11人いらしたわけですが、今は9人ということです。2人減った職員体制はどのようになるのか、伺います。

次に、大きな2点目、基本構想について伺います。

排出量、処分量、世帯数など、基本構想と比較して現状というのはどうなっているのか、資料で説明をいただきたいと思います。

今後の措置の在り方について、組合内部でロードマップの検討を進めるという答弁が、前々回の答弁でありましたけれども、その進捗状況はどうなっているのでしょうか。

3点目として、構成市町の参与で構成するプロジェクトチームで、この処理の在り方、下水道に放流する等々の処理の在り方について検討するということでしたが、具体的に動いているのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。
小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 北村議員さんの御質問に順次お答え申し上げます。

大きな1、職場環境の改善についての①前議会で職場内のトラブルについて改善を求めたが、その後の取組と効果についてお答え申し上げます。

本年3月に彩の国さいたま人づくり広域連合から、職場のハラスメント基礎講座のDVDをお借りし、そのDVDを視聴することで職員研修を実施いたしました。

研修後に職員からは、コミュニケーションの大切さが分かった、相手の受取り方の違いや接し方について研修できたなどの意見や感想があり、一定の効果があつたのではないかと考えているところがございます。

次に、反省はないのかについてお答え申し上げます。

後で省みますと、事前に研修を実施するなど、反省すべき点があつたのではないかと考えているところがございます。

次に、③現状の職員体制についてお答え申し上げます。

現在職員体制は、事務局長が1人、総務担当が4人、行政委員会担当が1人、業務担当が4

人で、そのうち1人は総務担当と兼務をしており、合計9人でございます。

現在、残業が増える、休暇が取得できないといった状況もなく、支障なく運営ができています。

続きまして、大きな2、基本構想についての①排出量、処分量、世帯数など、基本構想と比較して現状はどうなっているか、資料で説明願いたいについてでございますが、議長の許可を得てお配りした資料の令和3年度基本構想予測実績比較表を御覧いただきたいと存じます。

令和3年度基本構想予測実績比較表といたしまして、上段の表の1は処理人口の比較を、下段の表の2は排出量及び処理量の比較を、それぞれまとめたものでございます。

御質問では、世帯数でございましたが、基本構想では世帯数ではなく、人口で予測していることから、人口について比較したものでございます。

なお、表に記載の数値は、基本構想の第1章第1節のし尿及び浄化槽汚泥等の排出量予測に記載されているものでございます。また、処理人口の実績につきましては令和4年3月31日時点のものを、処理量の実績につきましては令和4年3月31日までの受入状況を記載したものでございます。

1の処理人口についてでございますが、し尿処理人口は予測では1,427人、実績では1,457人で、比較いたしますと30人の増でございます。

次に、浄化槽汚泥処理人口は、予測では6万5,726人、実績では6万4,136人で、比較いたしますと1,590人の減でございます。

し尿と浄化槽の合計では、予測では6万7,153人、実績は6万5,593人で、比較いたしますと1,560人の減でございます。

次に、2の排出量及び処分量についてでございますが、排出量と処分量は同じ数値でございますので、併せて表に掲載させていただいております。

し尿排出量、予測では2,117トン、実績は1,719トンで、比較いたしますと398トンの減でございます。

次に、浄化槽汚泥排出量は、予測では2万5,915トン、実績は2万4,174トンで、比較いたしますと1,741トンの減でございます。

し尿と浄化槽の合計は、予測では2万8,032トン、実績は2万5,893トンで、比較いたしますと2,139トンの減でございます。

次に、今後の処理の在り方について、組合内部でロードマップの検討を進めると答弁があったが、進捗はについてでございますが、供用開始から32年を過ぎた稼働施設の第2施設及び

供用開始から42年を過ぎた保有施設の第1施設のそれぞれの施設の維持運用の在り方について、検討を進めているところでございます。

来年度には3年に一度の精密機能検査が予定されておりますので、第三者による検査結果や知見を参考に、し尿処理施設の耐用年数について検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、これと並行し、し尿の処理方式、処理水の放流方式など調査研究に取り組み、ロードマップの作成に向けて、職員の知識の向上や意見の集約など、内部での検討を進めているところでございます。

次に、③構成市町の参与で構成するプロジェクトチームとの検討は具体的に進んでいるのかについてでございますが、構成市町の参与の皆様と事務局による参与会議の中で、プロジェクトチームの準備組織として位置づけた組合の若手職員を交えた組織を設け、活動しているものでございます。

当面の活動は、し尿処理の技術的な案件は職員により行い、参与の皆様には市町の延命化や更新等の考え方や手法について、当組合の施設に必要とされる方々について、御指導、御助言を賜りながら活動してまいりたいと考えております。

最終的に施設整備プロジェクト等を発足する時期といたしましては、施設使用年数の8年前に発足となるのではないかと推察しているところでございます。いずれの活動も、議員の皆様には十分な説明ができるように調査研究を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） 再質問を行わせていただきます。

まず、職場環境の改善なんですけれども、私は、前議会ではあえて具体的なお話をいたしませんでした。それ、まずは事務局の中でみんなで話し合っ、いい結果が出ればいいなというふうに思っておったんですが、当事者の一人が退職してしまったということで、私自身も非常に努力が足りなかったと、実は反省をしているところです。

改めて問題を共有して、よりよい職場への努力を求めたいという観点から、まずは職員がパトカーを呼んだ事件について、概要を報告していただきたいと思います。

次に、一定の効果の末が退職という形になってしまったわけですが、パワハラの定義という

のは一体何なのか、どのように認識しているのかを伺って、それが解消されたのかも含めて伺いたいと思います。

3点目、さらなる研修に取り組んでいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

4点目、職員体制なんですけれども、11名いた職員が現在2名減ですから、残業にも休暇にも関係ないと言いつつも、果たしてそうなのかなど。全体を9人で回していくというのは、荷重労働が結構あるんじゃないかなど。時間だけでははかれないものもあると思いますので、その辺をどのようにお考えになっているのか、伺います。

次に、2点目、基本構想についてです。

処分量は、基本構想と比較すると8%程度少なくなっているということで、データの集積や予測も誤差の修正が必要ではないかと、これから先の見通しも含めて、誰が、どこで、どのような形でデータ集積などを行っていくのか。職員のプロジェクトチームがあると言いましたけれども、そこでやるのかどうか、その辺も含めてお願いをいたします。

それから、施設整備プロジェクトの中で、施設使用年数の8年前というふうにおっしゃっているんですが、具体的にちょっとよく分からないところがあります。そこはいつなのでしょう。

最後に、前年議会の答弁で、来年度、5年度には方向性を定めるというふうに答弁をしているわけです。今年ももう半年、あと来年度に方向性を進めるということは、かなり真剣に取り組んでいかなければならないんじゃないかなというふうに思っています。どのような調査や研究を考えているのか、それも具体的に御答弁いただけたらと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 北村議員さんの再質問にお答え申し上げます。

まず、職場内のトラブルについての概要についてでございますが、職員会議での組合運営についての意見の相違から口論となり、警察官の臨場を求めたものでございます。

その後、双方から事情を聞き取った警察官によれば、事件性がないとの判断であり、すぐにお引き取りをいただいたところでございます。

次に、パワハラの定義についてでございますが、パワハラの定義は、厚生労働省により、職場内外における職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を

超える言動であって、職員等に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、職員等の人格もしくは尊厳を害し、または職員等の勤務環境を害することと定義されております。

次に、解消されたのかについてでございますが、双方からその後、今回の件について、これ以上事を荒立てず、それぞれ職務に当たるという了解を得ましたので、解消したものと認識をしております。

次に、研修についてでございますが、さらにパワハラを含めた様々なハラスメント防止の研修など積極的に実施し、職員の資質を高めてまいりたいと考えております。

次に、職員体制についてでございますが、現在、業務体制は9人で行っておりますが、職員が減った分は職員で分担を変えながら、調整しながら行っております。また、職員の負担は増えておりますが、現在、残業が増える、休暇が取得できないといった状況にはございません。

続きまして、基本構想の関係でございますが、データの集積や予測も誤差の修正が必要ではないかについてでございますが、議員御指摘のとおり、修正が必要だと認識をしているところでございます。

次に、施設使用年数の8年前とは、具体的にいつかについてでございますが、この秋から令和5年度末を目標に、構成市町の参与の皆様と事務局により施設の使用年数、いわゆる耐用年数について調査研究し、その資料を正副管理者に提出し、令和6年度中には使用年数を定められるように取り組みたいと考えております。

御質問の8年前と申しますのは、令和6年度中に定める使用年数よりも8年遡った年となるものでございます。

次に、来年度には方向性を決めることになっているが、どのような調査や研究を考えているのかについてでございますが、初めに、調査につきましては、基本構想でまとめた課題のほか新たな課題があるのか、確認が必要であると考えているものでございます。

また、研究につきましては、ほかのし尿処理施設の状況について見学に伺い、他団体の施設と組合施設を比較する必要があると考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） 3回目の質問を行わせていただきます。

職場環境なんです、これだけの小さな組合で、しかも、かつ人々の生活を担っていることでは不可欠な組織です。できれば、気持ちよく、楽しく働いていただきたいと思い、私も私なりに今回いろいろと調べさせていただきました。となると、やはりトラブルがあって、その後のしこりも残って、やはりお辞めになったということも事実らしいので、ここのところは、今残っている職員の中でうまくやっていただくということはまず先だと思っうんですね。

その点からまず質問したいんですが、その前に、2名減で、先ほどの議案質疑の中で、新規採用を考えているみたいな話があったと思います。そこと今の答弁とちょっと違うので、そこはどうするのでしょうか。

やはり、1名ぐらいは、新しいこれからのプロジェクトも含めると必要だと思っうんですけども、なおかつ専門家がいいかなというふうに思っっておりますので、その辺はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

それから、この中で、職員が仕事が増えているということは確かなので、配置とか、それぞれみんな抱えているものも多分違っうと思っうんですが、そこを再検討して、速やかに新規採用をされる方がいいと思っうんですが、そこも含めて御答弁をいただきたいと思っいます。

この状況をどうやって解決したらいいか、管理者も職員の親ですから、そこは全体として考えていただいているというふうに思っうんですけども、例えば職場内でうまく言いたいことが言えないという状況があるならば、無記名のアンケートを取っただいて、それを管理者なり何なりがまとめて、そして全体の中で、誰がどう言っただいいうのではなくて、こういう問題についてどうしようかというような全体の会議を開く、あるいは懇親会でもいいと思っうんですけども、そういうカウンセリングを含めた会議を開いていくというようなことも、今までは業務の中でやられてこなかったと思っうんですが、そういうちょっとしたワンクッションを置いた組織の在り方というのも必要ではないかと、そういうふうに思っいますので、いかがでしょうか。これは管理者をお願いをしたいと思っいますけれども、よろしくお願ひします。

それから、最後に、基本構想なんですけれども、こんな立派な基本構想、皆さんも御覧になっっていると思っうんですが、結局、これを見ると、今の施設をどうするかということがほとんどですから、それこそ下水道に直接放流するとか、あるいはもう少し広域化にしていくとか、いろんな幾つもの取組の中のそこが全く抜けているから、今、現状だけのこの基本構想ではどうにもならないと。

いろんな研究していただくということをお聞かされてお願ひしますが、早くやらなきゃならないし、時代の流れに沿っってどうすべきかということも私は喫緊の課題だと思っっております。ですから、

いろいろな収集、資料の集め、もし工事の予算が残ったんだったら、逆に、コンサルに専門的に調査依頼をしてもいいと思います。あるいは、期間的に臨時的に雇用してもいいと思うんですけども、そういう新しいような発想の資料集めなり構想というものについて、速やかに今年度から着手をしていただけないかなというふうに思っておりますので、いかがでしょうか。

これから先も、真剣に一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の再々質問に対する当局の答弁を求めます。
小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 北村議員さんの再々質問にお答えをいたします。

新規採用職員につきましては、先ほど次長のほうからも答弁させていただきましたが、それについては検討していきたいと考えております。

次に、基本構想について、早くやったほうが良いというようなお話をいただきました。資料についても、従来になくいろいろな資料を収集したほうが良いということもいただきましたので、そういったことも参考にさせていただきながら、できるだけ早く検討結果が出せるように、事務局としても努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 北村議員の職場環境の改善、また、働きやすい職場環境の在り方ということについて、管理者としての考えをということでございます。

議員おっしゃるとおり、この組合、非常に小さい組織でありまして、やはり一たび人間関係が崩れたりこじれたりしますと、非常に働きづらい職場にもなりますけれども、逆に、あの小さい組織がゆえに、だからこそ良好な人間関係を築くことができれば、それぞれ個々の能力を存分に発揮して、働きやすい、よりよい、やりがいのある、働きがいのある職場にもなるのではないかなというふうに感じております。

そういった意味で、先ほど来いろいろ御指摘、また御提案もいただきました様々な角度から、研修も含めて、またコミュニケーションを、いかに良好なコミュニケーションを図っていくことができるかといったことを、職場全体で、みんなで考えていけるような、そんな職場づくりを、できればしっかりと努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありませんか。

以上で、11番、北村あやこ議員の一般質問を終わります。

○議長（浦和三郎議員） 暫時休憩をいたします。

休憩中、提出議案に対する討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

自席での休憩をお願いいたします。

（午前 11 時 51 分）

○議長（浦和三郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 52 分）

△討 論

○議長（浦和三郎議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告がありますので、発言を許します。

発言は登壇にてお願いいたします。

11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） 失礼をしました。第12号議案、令和3年度の決算の認定について、反対の立場から討論させていただきます。

先ほども質疑をいたしましたけれども、随意契約における処理の仕方、あるいは変更契約についての処理の仕方を、執行部からはこれでいいんだというような感じの答弁をいただきました。しかし、それはあり得ない。

まずは、随意契約ですが、ずうっと10年以上同じ会社に随意契約をしていますけれども、大きなプラントに関しては1社ということはありません。その会社の系列のだったら仕方がない、そういうことはあると思うんです。三菱なら三菱、日立なら日立とか、そういう大きなプラントに対して、それだけを扱う業者というのは必ず1社ではありません。

そういう意味では、随意契約だけでは、これをやっているということはずっと業者との癒着を招くことになりますから、まずは地方自治法に沿って、この会社しかいないというような条件に当てはまらないということでやってきた、ずうっとやってきたことにやはり問題を感じます。

それから、今回の場合、今日、持ってくるのを忘れてしまったんですけれども、決算書がありまして、そこに付箋でぱっとメモがついていて、業者の提案書のところにメモがついている。これを業者の提案どおりにしていいかどうか、伺いを立てますという提案書なんですね。きちんとした事務局としてというか、組合としてこう考えるから、この業者の提案について認めたいと思いますからこうしたいというような、きちんとした決裁になっていない。しかも、決裁権者が3人ぐらいで、ずっと飛び飛びでいっていると。その後、それぞれ判こが押してありますから、いいということになったんでしょう。

ところが、その後、それでいいんだったら仕様書は変えなければいけないはずなんです。だって、検査のときに、仕様書どおりに検査が行われていますよって、ぼんと判こを最後に押すわけですから、仕様書が違っていたら、取替えか部品交換か、部品交換か修理かで、これを新しく交換しちゃっているのに、仕様書の場合には修理となっているわけですから、その修理をしましたよ、仕様書どおりになっていますよという判こでなければならないのに、今回は部品取替えでやっていますから。部品取り替えて、仕様書どおりに工事が行われたということにはならないわけですね。

だからこそ契約変更があって、変更契約のところに仕様書を添付して、新しくこういう契約になりましたということで、今後、工事を進めてくださいというふうにしなければならないはずなんです。それを、その手続をしないで、結果的には前の仕様書で工事の中身が違うという形で判こを押してしまっていると。これは地方自治体としてあるまじき行為、地方自治法の中でそんなことはどこにも書かれてない。軽微な変更に関しては、その都度決裁を取らなくて、年度末でいいということはありませんけれども、それでも変更契約はきちんと書面によってやらなければならないというのは、工事契約約款に書かれているわけです。その書類もなしに、これでいいと思っているというような認識の地方自治体では困ります。

そういう意味で、反省を求めて、この決算認定については反対をしたいと思います。議員諸氏の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採 決

○議長（浦和三郎議員） これより採決を行います。

初めに、第8号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案 令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案 令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（浦和三郎議員） 起立多数であります。

よって、第12号議案は認定することに決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（浦和三郎議員） 次に、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から、所管事務調査事項を特定事件として、閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。

なお、所管事務調査事項につきましてはお手元に配付してありますので、御了承願います。お諮りします。

特定事件については、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

△管理者の挨拶

○議長（浦和三郎議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。この際、挨拶のため管理者から発言を求められていますので、これを許します。

小野管理者。

○管理者（小野克典君） 令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会の閉会に当たります。一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、令和4年度歳入歳出補正予算及び令和3年度歳入歳出決算の認定等の各議案につきまして、議員の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルスの第7波による、これまでにない感染拡大が続いており、さらに大変暑い日が続いておりますので、議員の皆様におかれましてはくれぐれも健康に御留意いただき、御健勝にて御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たります挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（浦和三郎議員） 以上をもちまして、令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 零時01分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 浦 和 三 郎

議 員 井 上 智 則

議 員 北 村 あ や こ

参 考 資 料

議案審議結果一覧表

(管理者提出のもの)

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（5件）

議案番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
8		上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例	4 8. 5	4 8. 5	原案可決
9		上尾、桶川、伊奈衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	4 8. 5	4 8. 5	原案可決
10		上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	4 8. 5	4 8. 5	原案可決
11		令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）	4 8. 5	4 8. 5	原案可決
12		令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について	4 8. 5	4 8. 5	認定